

# 急性期入院におけるDPC分類に基づく患者の受領行動とアクセシビリティに関する研究

## 提供依頼申出者について

C

- 氏名: 伏見 清秀
- 所属: 東京医科歯科大学

利用者: 合計2名

## 研究内容について

### 申出概要

研究内容	有効な地域保健医療計画を策定し急性期入院医療の提供体制の実態評価と改善を行うため、地域における患者の受療行動（医療へのアクセス）を洗い出す必要があることから、急性期入院医療における患者の受療行動についての分析を行い、都道府県及び2次医療圏単位での傷病別の患者の移動及び運転時間区分に基づくアクセシビリティの観点からその実態を明らかにする	公共性 必要性 緊急性	医療計画を策定するうえで医療圏でのアクセスの実態を明らかにすることは公共性、必要性があると考ええる。
------	--	-------------------	--

### 分析手法

クロス集計 + 多変量解析などの分析手法（多変量解析：複数の結果変数からなる多変量データを統計的に扱う手法）

## 抽出内容等 (提供基準)

抽出時期	24年4月～25年3月診療分	生年月日	0～3歳未満、3～6歳未満、6～15歳未満、以降は5歳階級、85歳以上は1区分
種類	様式1	保険者番号	-
抽出項目 (生年月日等)	全項目	施設コード	あり
		全コード要望	様式1の全項目の提供を希望
		他情報の照合	なし
		その他	なし

## 公表形式等 (公表基準)

公表方式	集計表1～3（別紙参照）及び概要グラフ	公表内容	学術研究の内容、利用する方法で記述した集計結果を集計表及び概要グラフとして公表する。
		公表形式	報告書、学会・研究会、データブック
		公表基準の遵守について	最小集計単位の考え方等の記載はない（提供依頼の項目が最小とする理由はある）

## 事務局確認事項

- 疾患毎、2次医療圏毎での集計を行うために様式1の全項目、全疾患を提供すると患者、医療機関が特定される恐れがある
- 詳細設計を行う旨の記載があるが、集計内容が未記載なこと、全項目を必要とする理由が明らかにされていない（サブ集計・・・の集計を行うとあるが何をするのか不明確）
- 手術名、主傷病名、入院の契機となった傷病名などの項目はテキスト入力であり、患者情報（本名、生年月日など）が入力されている恐れがある
- 提供を絞って提供することは研究目的が達成できない恐れがある
- 複数の結果変数からなる多変量データを統計的に扱う分析手法は患者、医療機関が特定される恐れがある

(様式1)

C

別紙 3

DPC データの提供に関する模擬申出書

平成 年 月 日

(最終変更日:平成 年 月 日)

厚生労働大臣

殿

<b>【提供依頼申出者】</b>	
(所属機関名・職名)	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科・医療政策情報学分野教授
(氏名)	伏見 清秀 印
(生年月日)	
(自宅住所)	
(電話)	
(E-mail)	
<b>【所属機関】</b>	
(所属機関名)	東京医科歯科大学
(所在地)	東京都文京区湯島 1-5-45
(代表者又は管理者の氏名)	
(自宅住所)	
(電話)	
(E-mail)	
<b>【代理人】</b>	
(所属する機関名・職名)	
(氏名)	印
(生年月日)	
(自宅住所)	〒
(電話)	
(E-mail)	

1	DPC データ の類型	集計表情報 (集計単位が都道府県か、それより広いもの)	集計表情報以外
2	ガイドライン等の了承の有無 本申出書は DPC データの提供に関するガイドライン(案)及び DPC データの提供に関し、厚生労働省が HP 等で周知した内容を了承した上で提出するものです。		
3	所属機関の了承の有無 本申出書は所属機関の了承の下に提出するものです。 所属機関の了承を証する書面を添付すること。		
4	学術研究の概要 有効な地域保健医療計画を策定し、急性期入院医療の提供体制の実態の評価と改善を行なうためには、地域における患者の受療行動についての検討を行ない、医療へのアクセスにおける課題を洗い出す必要がある。本研究では、DPC 調査データにおける様式 1 の情報を利用して、急性期入院医療における患者の受療行動についての分析を行い、都道府県および 2 次医療圏単位での傷病別の患者の移動および運転時間区分に基づくアクセシビリティの観点からその実態を明らかにする。また、患者の性・年齢などの特徴や傷病・治療内容について様式 1 の情報に基づく患者の区分を行ないより詳細な集計を行なうことで、特に課題となる領域を明らかにし、具体的な対策を立案するための資料としてのとりまとめを行なう。		
5	提供する DPC データの内容		
	レセプト情報	期間	DPC データの種類 (様式 1、様式 3、D ファイル、統合 EF ファイル、外来統合 EF ファイル)
		平成 24 年 4 月 ~ 平成 25 年 3 月	抽出条件 様式 1 統括診療情報番号が 0 のもの
	必要なデータ、詳細な抽出条件については別添に記載。		
6	DPC データの利用目的等		
	学術研究の名称	急性期入院における DPC 分類に基づく患者の受療行動とアクセシビリティに関する研究	
	学術研究の必要性	有効な地域保健医療計画を策定し、急性期入院医療の提供体制の実態の評価と改善を行なうためには、地域における患者の受療行動についての検討を行ない、医療へのアクセスにおける課題を洗い出す必要がある。DPC 調査データでは、様式 1 に記載される患者住所地の郵便番号を用いることで急性期入院医療における患者の受療の動向を精緻に把握することが可能であり、このような分析はレセプトデータに基づく NDB では不可能である。 本研究は、様式 1 の情報を利用して DPC 分類を基礎と	

	<p>する患者群別に受療行動の実態を把握し、急性期入院医療へのアクセシビリティを論じるための資料を提供するものとして、非常に重要なものである。</p>
<p>学術研究の内容、利用する方法</p>	<p><b>【学術研究の内容】</b>  DPC 調査データにおける様式 1 の情報を利用して、急性期入院医療における患者の受療行動についての分析を行い、都道府県および 2 次医療圏単位での傷病別の患者の移動および患者住所地域から入院先医療機関までの運転時間区分に基づくアクセシビリティの観点からその実態を明らかにする。また、患者の性・年齢などの特徴や傷病・治療内容について様式 1 の情報に基づく患者の区分を行ないより詳細な集計を行なうことで、特に課題となる領域を明らかにし、具体的な対策を立案するための資料としてのとりまとめを行なう。</p> <p><b>【利用する方法】</b>  申出者が別途提出する対応表を利用して、様式 1 の [施設コード] と [患者住所地域の郵便番号] に基づいて、[医療機関所在地の都道府県コード]、[患者住所地域の 2 次医療圏コード]、[運転時間区分]、[医療機関所在地の人口区分]、[患者住所地域の人口区分] を付与したデータの提供を受ける。</p> <p>受領した様式 1 レコードの診断情報に含まれる、[入院の契機となった傷病名]、[医療資源を最も投入した傷病名]、[医療資源を 2 番目に投入した傷病名]、[入院時併存症名 1～4]、[入院後発症疾患名 1～4] の ICD10 コードに対して DPC 分類先頭 6 桁にあたる傷病分類コード {診断情報に基づく傷病分類コード} を対応付ける。</p> <p>受領した様式 1 レコードの手術情報に含まれる、[手術名 1～5] の点数表コードに対して DPC 分類先頭 6 桁にあたる傷病分類コード {手術情報に基づく傷病分類コード} および DPC 分類における {手術コード} および {対応フラグ} を対応付ける。</p> <p>{診断情報に基づく傷病分類コード}、{手術情報に基づく傷病分類コード}、{手術コード}、{対応フラグ} および [化学療法の有無] の組み合わせに従い、様式 1 レコードに対する {集計用 DPC コードマトリックス} を対応付ける。</p> <p>この後に下記の集計を行う。</p>

	<p>基礎集計 : 全国集計</p> <p>{集計用 DPC コードマトリックス}別・[医療機関所在地の人口区分]別・[患者住所地域の人口区分]別・[運転時間区分]別の施設数、退院患者数、延入院回数、延入院日数、平均入院日数</p> <p>基礎集計 : 医療機関の所在地に基づく都道府県別集計</p> <p>[医療機関所在地の都道府県コード]別・{集計用 DPC コードマトリックス}別・[運転時間区分]別の施設数、退院患者数、延入院回数、延入院日数、平均入院日数</p> <p>基礎集計 : 患者住所地域の 2 次医療圏に基づく集計</p> <p>[患者住所地域の 2 次医療圏コード]別・{集計用 DPC コードマトリックス}別・[運転時間区分]別の施設数、退院患者数、延入院回数、延入院日数、平均入院日数</p> <p>基礎集計 : 患者住所地域の 2 次医療圏と医療機関の所在地に基づく都道府県を組み合わせた集計</p> <p>[患者住所地域の 2 次医療圏コード]別・[医療機関所在地の都道府県コード]別・{集計用 DPC コードマトリックス}別・[運転時間区分]別の施設数、退院患者数、延入院回数、延入院日数、平均入院日数</p> <p>詳細集計</p> <p>上記の基礎集計に追加して、患者や傷病等における特徴に基づき受療動向を明らかにするために以下の詳細集計を行う。なお、詳細集計については、基礎集計から について、傷病分類別に行う。</p> <p>[入院時年齢区分]別・[性別]別の集計、[入院中の主な診療目的]別の集計、年間の季節変動についての集計、入院経路についての集計、他院よりの紹介の有無別の集計、予定緊急入院区分別の集計、救急車搬送の有無による集計、退院先別の集計、退院時転帰による集計、繰り返し入院症例についての集計、手術回数別の集計、手術側数別の集計、術前・術後入院日数についての集計、全身麻酔の有無別の集計、現在の妊娠についての集計、がんの初発再発別の集計、UICC-TNM 分類別の集計、がんの stage 分類別の集計、心不全の NYHA 心機能分類別の集計、肺炎の重症度分類別の集計、BurnIndex 別の集計、肺がんなどの病名付加コード別の集計、精神保健福祉法における入院形態別の集計、精神保健福祉</p>
--	---

		法に基づく隔離日数の集計、精神保健福祉法に基づく身体拘束日数の集計、化学療法の有無別の集計それぞれの詳細集計が対象とする基礎集計の別および傷病などの限定条件については、別添資料「詳細集計の対象」に詳細を示している。
提供を依頼するデータが研究内容に鑑みて最小限であるとする根拠		提供を依頼するデータについては、[統括診療情報番号]が0のレコードに絞込を行なうことにより、入院途中の不要なデータを除外している。また、様式1の項目の内提供を希望するのは87項目(処理後の項目数は92)であり、研究に際して必要となる項目に限定している。各項目の提供を必要とする理由については、別添資料「提供を希望する様式1の項目」に詳細を示している。
学術研究の計画及び実施期間		平成25年8月から平成26年6月まで
他の情報との照合の有無 他の情報との照合は原則禁止		有 無 ある場合は、照合を行う情報を具体的に記載 ( ) 照合を行う必要性を記載 ( )
外部委託等の有無等		有 無 (外部委託等先の名称：) 外部委託を行う場合の委託する内容  外部委託の必要性
成果の公表方法 予定しているもの全て選択すること。		論文 (公表の方法 予定時期 年 月) 報告書 (公表の方法 予定時期 26年3月頃) 学会・研究会等での公表(日本医療・病院管理学会：予定時期 26年9月) 学会誌等に掲載(学会誌等の名称 予定時期 年 月) その他 (データブックとして出版：予定時期 26年6月頃：)
公表される内容		学術研究の内容、利用する方法で記述した集計結果を集計表および概要グラフとして公表する。
7 DPCデータの利用場所、保管場所及び管理方法		
利用場所・保管場所		
管理方法等 (当てはまるものにチェックを)	基本的な事項 ) DPCデータの利用場所は国内であること。 ) DPCデータを複写した情報システムを利用、管理及び保管する場所は、	(左記の事項が確認できる添付書類のページ数

<p>入れること。)</p>	<p>あらかじめ申し出られた施錠可能な物理的なスペースに限定されており、原則として持ち出されないこと。</p> <p> )DPC データを複写した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。</p> <p> )提供された DPC データは、あらかじめ申し出られた利用者のみが利用することとし、そのほかの者へ譲渡、貸与又は他の情報との交換等を行わないこと。</p> <p>DPC データの利用に限らず所属機関が一般的に具備すべき条件(必ずしも所属機関全体で具備する必要はなく、部、課又は研究室等、申出者の利用形態を勘案して適切な単位で対応すること。)</p> <p> ) 所属機関の個人情報保護方針の策定・公開</p> <p> a) 所属機関が個人情報保護に関する方針を策定し、公開していること。</p> <p> b) 所属機関が個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。その方針には、少なくとも情報システムで扱う情報の範囲、取扱いや保存の方法と期間、利用者識別を確実に不要・不法なアクセスを防止していること、安全管理の責任者、苦情・質問の窓口を含めること。</p> <p> c) 提供される DPC データについても当該方針に従った対応を行うこと</p> <p> ) 所属機関の情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の実践 (必ずしも ISMS 適合性評価制度における認証の取得を求めるものではない。)</p> <p> a) 所属機関の情報システムで扱う情報をすべてリストアップしていること。</p> <p> b) リストアップした情報を、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持していること。</p> <p> c) このリストは情報システムの安全管理者が必要に応じて速やかに確認できる状態で管理していること。</p> <p> d) リストアップした情報に対してリスク分析を実施していること。</p> <p> e) この分析の結果得られた脅威に対して、この「(5) データの利用場所、保管場所及び管理方法」に示す対策を行っていること。</p> <p> ) 所属機関における組織的安全管理対策 (体制、運用管理規程) の実施</p> <p> a) 情報システム運用責任者の設置及び担当者 (システム管理者を含む) の限定を行うこと。ただし所属機関が小規模な場合において役割が自明の場合は、明確な規程を定めなくとも良い。</p> <p> b) 個人情報が参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退を制限する等の入退管理を定めること。</p> <p> c) 情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。</p> <p> d) 個人情報の取扱いを委託する場合、委託契約において安全管理に関する条項を含めること。</p>	<p>等を記載)</p>
----------------	---	--------------

		<p>e) 運用管理規程等において次の内容を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念（基本方針と管理目的の表明）</li> <li>・利用者等の体制</li> <li>・契約書・マニュアル等の文書の管理</li> <li>・リスクに対する予防、発生時の対応の方法</li> <li>・機器を用いる場合は機器の管理</li> <li>・個人情報の記録媒体の管理（保管・授受等）の方法</li> <li>・監査</li> <li>・苦情・質問の受付窓口</li> </ul> <p>）所属機関における人的安全対策の措置</p> <p>a) 利用者が所属する機関等の管理者は、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう措置するとともにその実施状況を監督する必要がある、以下の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上の守秘義務のある者以外を事務職員等として採用するにあたっては、雇用及び契約時に守秘・非開示契約を締結すること等により安全管理を行うこと。</li> <li>・定期的に従業員に対し個人情報の安全管理に関する教育訓練を行うこと。</li> <li>・従業員の退職後の個人情報保護規程を定めること。</li> </ul> <p>b) 利用者が所属する機関等の事務、運用等を外部の事業者へ委託する場合は、これらの機関の内部における適切な個人情報保護が行われるように、以下の措置を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託する事業者に対する包括的な罰則を定めた就業規則等で裏付けられた守秘契約を締結すること。</li> <li>・保守作業等の情報システムに直接アクセスする作業の際には、作業内容・作業結果の確認を行うこと。</li> <li>・清掃等の直接情報システムにアクセスしない作業の場合においても、作業後の定期的なチェックを行うこと。</li> <li>・委託事業者が再委託を行うか否かを明確にし、再委託を行う場合は委託事業者と同等の個人情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件とすること。</li> </ul> <p>c) プログラムの異常等で、保存データを救済する必要があるとき等、やむをえない事情で外部の保守要員が個人情報にアクセスする場合は、罰則のある就業規則等で裏付けられた守秘契約等の秘密保持の対策を行うこと。</p> <p>）所属機関における情報の破棄の手順等の設定</p> <p>a) 所属機関が策定した個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業員の特定、具体的な破棄の方法を含めること。</p> <p>b) 情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有するものを行うこととし、残存し、読み出し可能な情報がないことを確認すること。</p>	
--	--	---	--



		<p>c) 外部保存を受託する機関に破棄を委託した場合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第4.1版 平成22年2月)」の「6.2 人的安全対策 (2) 事務取扱委託業者の監督及び守秘義務契約」に準じ、さらに委託する利用者等が確実に情報の破棄が行われたことを確認すること。</p> <p>) 所属機関における情報システムの改造と保守に関する規則の設定</p> <p>a) 情報システムの動作確認で個人情報を含むデータを使用するときは、明確な守秘義務の設定を行うこと。</p> <p>b) メンテナンスを実施するためにサーバに保守会社の作業員がアクセスする際には、保守要員個人の専用アカウントを使用し、個人情報へのアクセスの有無、及びアクセスした場合は作業記録を残すこと。これはシステム利用者を模して操作確認を行うための識別・認証についても同様である。</p> <p>c) そのアカウント情報は外部流出等による不正使用の防止の観点から適切に管理することを求めること。</p> <p>d) 保守要員の離職や担当変え等に対して速やかに保守用アカウントを削除できるよう、保守会社からの報告を義務付けまた、それに応じるアカウント管理体制を整えておくこと。</p> <p>e) 保守会社がメンテナンスを実施する際には、日単位に作業申請を事前提出することを求め、終了時の速やかな作業報告書の提出を求めること。それらの書類は所属機関等の責任者が逐一承認すること。</p> <p>f) 保守会社と守秘義務契約を締結し、これを遵守させること。</p> <p>g) 「(4) 技術的安全対策」にあるとおり、利用者は、DPC データの利用に際して、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用してはならないため、リモートメンテナンスによるシステムの改造や保守は行わないこと。</p> <p>h) 再委託が行われる場合は、再委託する事業者にも保守会社の責任で同等の義務を課すこと。</p> <p>) 災害等の非常時の対応</p> <p>a) 事業を継続し続けるためのBCP( Business Continuity Plan: 非常時における事業継続計画)の一環として「非常時」と判断する仕組み、正常復帰時の手順を設けること。すなわち、判断するための基準、手順、判断者をあらかじめ決めておくこと。</p> <p>b) 正常復帰後に、代替手段で運用した間のデータ整合性を図る規約を用意すること。</p> <p>c) 非常時の情報システムの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の管理手順を整備すること。</li> <li>・非常時機能が定常時に不適切に利用されないことがないようにし、もし使用された場合には使用されたことが多くの人にわかるようにする等、適切に管理及び監査をすること。</li> <li>・非常時用ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用が</li> </ul>	
--	--	--	--

		<p>出来ないように変更しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバー攻撃により、所属機関における業務運営に支障が生じた場合には、厚生労働省への連絡を行うこと。</li> </ul> <p>）運用管理について</p> <p>DPC データを含めた個人情報の取扱いについて、この「(5) データの利用場所、保管場所及び管理方法」に規定された内容のうち提供依頼申出者が対応を行っているとし出た事項が適切に運用管理規程等に含められていること。</p> <p>DPC データの利用に際し具備すべき条件(必ずしも所属機関全体で具備する必要はなく、部、課又は研究室等、申出者の利用形態を勘案して適切な単位で対応すること。)</p> <p>）物理的安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) DPC データが保存されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所には施錠すること。</li> <li>b) DPC データを参照できる端末が設置されている区画は、業務時間帯以外は施錠等、運用管理規程に基づき許可された者以外立ち入ることが出来ない対策を講じること。ただし、本対策項目と同等レベルの他の取りうる手段がある場合はこの限りではない。</li> <li>c) DPC データの物理的保存を行っている区画への入退管理を実施すること。例えば、以下のことを実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退者には名札等の着用を義務付け、台帳等に記入することによって入退の事実を記録する。</li> <li>・入退者の記録を定期的にチェックし、妥当性を確認する。</li> </ul> </li> <li>d) DPC データが存在する PC 等の重要な機器に盗難防止用チェーンを設置すること。</li> <li>e) 窃視防止の対策を実施すること。</li> </ul> <p>）技術的安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) DPC データを利用する情報システムへのアクセスにおける利用者の識別と認証を行うこと。</li> <li>b) 上記 a)の利用者の識別・認証にユーザ ID とパスワードの組み合わせを用いる場合には、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行うこと。</li> <li>c) 利用者が DPC データを利用する情報システムの端末から長時間、離席する際に、あらかじめ認められた利用者以外の者が利用する恐れがある場合には、クリアスクリーン等の防止策を講じること。</li> <li>d) DPC データを利用する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行うこと。アクセスの記録は少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間、ならびにログイン中に操作した利用者が特定できること。</li> </ul>	
--	--	--	--

		<p>e) DPC データを利用する情報システムにアクセス記録機能があることが前提であるが、ない場合は業務日誌等で操作の記録（操作者及び操作内容）を必ず行うこと。</p> <p>f) DPC データを利用する情報システムにアクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除 / 改ざん / 追加等を防止する対策を講じること。</p> <p>g) 上記 f) のアクセスの記録に用いる時刻情報は信頼できるものであること。</p> <p>h) 原則として DPC データを利用する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。ただし、システム構築時、やむをえず適切に管理されていないメディアを使用する場合、外部からの情報受領時にはウイルス等の不正なソフトウェアが混入していないか確認すること。適切に管理されていないと考えられるメディアを利用する際には、十分な安全確認を実施し、細心の注意を払って利用すること。常時ウイルス等の不正なソフトウェアの混入を防ぐ適切な措置をとること。また、その対策の有効性・安全性の確認・維持を行うこと。</p> <p>i) パスワードを利用者識別に使用する場合</p> <p>システム管理者は以下の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DPC データが複製された情報システムが複数の者によって利用される場合にあっては、当該システム内のパスワードファイルでパスワードは必ず暗号化(可能なら不可逆変換が望ましい)され、適切な手法で管理及び運用が行われること。(利用者識別に IC カード等他の手段を併用した場合はシステムに応じたパスワードの運用方法を運用管理規程にて定めること)</li> <li>・ 利用者がパスワードを忘れたり、盗用されたりする恐れがある場合で、システム管理者がパスワードを変更する場合には、利用者の本人確認を行い、どのような手法で本人確認を行ったのかを台帳に記載(本人確認を行った書類等のコピーを添付)し、本人以外が知りえない方法で再登録を実施すること。</li> <li>・ システム管理者であっても、利用者のパスワードを推定できる手段を防止すること。(設定ファイルにパスワードが記載される等があってはならない。)</li> </ul> <p>また、利用者は以下の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パスワードは定期的に変更し(最長でも 2 ヶ月以内)、極端に短い文字列を使用しないこと。英数字、記号を混在させた 8 文字以上の文字列が望ましい。</li> <li>・ 類推しやすいパスワードを使用しないこと</li> </ul> <p>j) DPC データの保存・利用に際しては、インターネット等の外部ネットワークに接続した情報システムを使用しないこと。</p> <p>k) DPC データの利用の終了後には、情報システム内に記録された DPC データ及び中間生成物を消去することに加え、消去後に当該機器を外部ネ</p>	
--	--	---	--

		<p>ットワークに接続する際にはあらかじめコンピューターウイルス等の有害ソフトウェアが無いか検索し、ファイアウォールを導入するなど、安全対策に十分配慮すること。</p> <p>）情報及び情報機器の持ち出しについて</p> <p>提供された DPC データの利用、管理及び保管は、事前に申し出られた場所でのみ行うこととし、外部への持ち出しは行わないこと。ただし、外部委託や共同研究の場合など、やむをえず、あらかじめ申し出られた利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受け渡しを行う場合には、利用者が以下の措置を講じており、DPC データの受け渡しに準用していること。</p> <p>a) 組織としてリスク分析を実施し、情報及び情報機器の持ち出しに関する方針を運用管理規程で定めること。</p> <p>b) 運用管理規程には、持ち出した情報及び情報機器の管理方法を定めること。</p> <p>c) 情報を格納した媒体もしくは情報機器の盗難、紛失時の対応を運用管理規程等に定めること。</p> <p>d) あらかじめ運用管理規程等で定めた DPC データの盗難、紛失時の対応に従業者等に周知徹底し、教育を行うこと。</p> <p>e) 利用者は、DPC データが格納された可搬媒体もしくは情報機器の所在を台帳を用いる等して把握すること。</p> <p>f) DPC データの持ち出しに利用する情報機器に対して起動パスワードを設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワード等の利用を避け、定期的にパスワードを変更する等の措置を行うこと。</p> <p>g) 盗難、置き忘れ等に対応する措置として、DPC データに対して暗号化したり、アクセスパスワードを設定する等、容易に内容を読み取られないようにすること。</p> <p>h) DPC データが保存された情報機器を、他の外部媒体と接続する場合は、コンピューターウイルス対策ソフトの導入を行う等して、情報漏えい、改ざん等の対象にならないような対策を施すこと。</p> <p>i) DPC データの持ち出しについて個人保有の情報機器（パソコン等）を使用する場合にあっても、上記の f) g) h) と同様の要件を遵守させること。</p>	
	<p>上記の項目のうちチェックしていない項目についての理由</p>		<p>（左記の事項が確認できる添付書類のページ数等を記載）</p>
<p>8 DPC データの利用期間</p>			
<p>1 利用期間開始日が提供希望年月日になる</p> <p>2 利用期間終了日は提</p>	<p>自 平成 2 5 年 9 月 1 日</p> <p>至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日</p> <p>（理由： ）</p>		

供窓口が提供媒体の返却 を受ける期限の日				
<b>9 DPC データを取り扱う者</b>				
1 提供依頼申出者及び 利用者、委託する場合の委 託先、その他取扱者の区分 が明確に分かるように所 属・職名等の欄に記載する こと 2 集計等の民間委託を 行う場合はその旨及び委 託先でDPCデータを扱う者 の氏名、所属等を記載する こと	氏名	所属	職名	利用場所
	伏見 清秀	東京医科歯科大学大学 院医歯学総合研究科・医 療政策情報学分野	教授	
	石川 ベンジ ヤミン光一	国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計研究部 がん医療費調査室	室長	
<b>10 提供依頼申出者又は利用者の本申出書に記載された分野での過去の実績</b>				
<p>申出者は 2000 年より東京医科歯科大学大学院医療情報システム学分野（現医療政策情報学分野）において、厚生統計情報の活用手法、診断群分類を用いた急性期医療の評価手法、診療プロセスの分析手法、大規模診療データベースの構築とその分析手法等の研究を、2010 年よりは併せて国立病院機構本部総合研究センター診療情報分析部長として、医療電子データを用いた臨床評価指標に関する研究を実施してきた。</p> <p>また、利用者は申出者と共に「診断群分類を用いた急性期医療、亜急性期医療、外来医療の評価手法開発に関する研究」の研究を実施し、病院の地域医療への貢献度の評価方法に関する検討を行なうと共に、GIS を利用した診療圏分析について先駆的な研究を行なっている。</p>				
<b>11 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある他の DPC データ</b>				
<b>12 DPC データの提供方法</b>				
提供の方法(媒体) (原則として提供依 頼申出者において 準備すること。)	C D - R      D V D - R その他 (外付けハードディスクドライブ)			
希望するファイル 数	1      2      3      (最大3まで)			
送付の希望の有無	直接の受取り      郵送による送付			
<b>13 過去の提供履歴</b>				
( 1 ) 過去に DPC データや統計法令等に基づく情報提供を受けたことがありますか。 ある      ない (      ある場合、その情報の内容・利用期間を記載する。      )				
( 2 ) 過去、DPC データの提供に関するガイドライン又は統計法令等に違反して罰則の適用				

	<p>を受けたことがありますか。</p> <p>ある      ない</p> <p>〔 ある場合、その具体的な内容を記載する。 〕</p>
14	<p><b>その他必要事項</b></p> <p>利用目的の公益性を裏付ける書類を記入し、その写しを添付すること (特に公的補助金を受けていることを証する資料等)</p> <p style="margin-left: 20px;">「我が国の医療資源の必要量の定量とその適正な配分から見た医療評価のあり方に関する研究」交付決定通知書</p>

**備考**

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別添資料「提供を希望する様式1の項目」

	様式1で収集されている項目	提供を希望する項目および処理	提供を必要とする主たる理由
1		秘匿処理後の[施設コード]	秘匿処理後の[データ識別番号]・[通算入院回数]と組み合わせて、同一患者の複数回入院を区別するため
2	[施設コード]	申出者が提出する対応表([告示番号])に従い、 [医療機関所在地の都道府県コード]に変換	[医療機関所在地の都道府県コード]別の集計を行なうため
3		申出者が提出する対応表([告示番号])に従い、 [医療機関所在地の人口区分](10区分)に変換	[医療機関所在地の人口区分]別の集計を行なうため
4	[統括診療情報番号]	絞込:0のみ	絞込結果の確認のため
5	[データ識別番号]	秘匿処理後の[データ識別番号]	秘匿処理後の[施設コード]・[通算入院回数]と組み合わせて、同一患者の複数回入院を区別するため
6	[性別]	[性別]	[入院時年齢区分]と組み合わせて集計を行なうため
7	[生年月日]	[入院時年齢区分](3歳未満、3歳以上-6歳未満、6歳以上-15歳未満、以降は5歳階級、85歳以上は1区分)に変換	[性別]と組み合わせて集計を行なうため
8		申出者が提出する対応表([7桁郵便番号])に従い、 [患者住所地域の2次医療圏コード]に変換	[患者住所地域の2次医療圏コード]別の集計を行なうため
9	[患者住所地域の郵便番号]	申出者が提出する対応表([7桁郵便番号])に従い、 [患者住所地域の人口区分](10区分)に変換	[患者住所地域の人口区分]別の集計を行なうため
10		申出者が提出する対応表([告示番号]-[7桁郵便番号]の組み合わせ)に従い、[運転時間区分](15分以内、30分以内、45分以内、60分以内、75分以内、90分以内、90分超、不明の8区分)に変換	[運転時間区分]別の集計を行なうため
11	[入院中の主な診療目的]	様式1のまま	[入院中の主な診療目的]別の集計を行なうため
12	[治験実施の有無]	様式1のまま	DPC対象患者の絞込を行なうため
13	[入院年月日]	[通算入院回数]に変換	秘匿処理後の[施設コード]・[データ識別番号]と組み合わせて、同一患者の複数回入院を区別するため
14		入院年月に変換	年間の季節変動についての集計を行なうため
15	[退院年月日]	[入院日数]・datediff(day,[入院年月日],[退院年月日])+1 に変換	入院日数についての集計を行なうため
16	[入院経路]	様式1のまま	入院経路についての集計を行なうため
17	[他院よりの紹介の有無]	様式1のまま	他院よりの紹介の有無別の集計を行なうため
18	[予定緊急入院区分]	様式1のまま	予定緊急入院区分別の集計を行なうため
19	[救急車による搬送の有無]	様式1のまま	救急車搬送の有無による集計を行なうため
20	[退院先]	様式1のまま	退院先別の集計を行なうため
21	[退院時転帰]	様式1のまま	退院時転帰による集計を行なうため
22	[入院から24時間以内の死亡の有無]	様式1のまま	DPC対象患者の絞込を行なうため
23	[前回退院年月日]	[前回退院年月日]から[入院年月日]までの日数: datediff(day,[前回退院年月日],[入院年月日])に変換	繰り返し入院症例についての集計を行なうため
24	[前回同一疾病で自院入院の有無]	様式1のまま	"3日以内の同一疾病による再入院"を判別するため

	様式1で収集されている項目	提供を希望する項目および処理	提供を必要とする主たる理由
25	[調査対象となる一般病棟への入院の有無]	様式1のまま	DPC対象患者の絞込を行なうため
26	[調査対象となる精神病棟への入院の有無]	様式1のまま	DPC対象患者の絞込を行なうため
27	[その他の病棟への入院の有無]	様式1のまま	DPC対象患者の絞込を行なうため
28	[主傷病名]	様式1のまま	[主傷病名ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
29	[主傷病名ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
30	[入院契機傷病名]	様式1のまま	[入院契機ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
31	[入院契機ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
32	[医療資源最傷病名]	様式1のまま	[医療資源最傷病ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
33	[医療資源最傷病ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
34	[医療資源2番目傷病名]	様式1のまま	[医療資源2番目傷病ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
35	[医療資源2番目傷病ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
36	[入院時併存症1名]	様式1のまま	[入院時併存症1名ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
37	[入院時併存症1名ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
38	[入院時併存症2名]	様式1のまま	[入院時併存症2名ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
39	[入院時併存症2名ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
40	[入院時併存症3名]	様式1のまま	[入院時併存症3名ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
41	[入院時併存症3名ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
42	[入院時併存症4名]	様式1のまま	[入院時併存症4名ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
43	[入院時併存症4名ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
44	[入院後発症疾患1名]	様式1のまま	[入院後発症疾患1ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
45	[入院後発症疾患1ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
46	[入院後発症疾患2名]	様式1のまま	[入院後発症疾患2ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
47	[入院後発症疾患2ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
48	[入院後発症疾患3名]	様式1のまま	[入院後発症疾患3ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
49	[入院後発症疾患3ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
50	[入院後発症疾患4名]	様式1のまま	[入院後発症疾患4ICD10]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
51	[入院後発症疾患4ICD10]	様式1のまま	{集計用DPCコードマトリックス}に対応付けるため
52	[手術1名]	様式1のまま	[手術1点数表コード]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
53	[手術1点数表コード]	様式1のまま	{手術コード}別の集計を行なうため
54	[手術1手術回数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術回数別のサブ集計を行なうため
55	[手術1手術側数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術側数別のサブ集計を行なうため
56	[手術1手術日]	[入院年月日]からの日数: datediff(day,[入院年月日],[手術1手術日])に変換	術前・術後入院日数についての集計を行なうため
57	[手術1麻酔]	様式1のまま	全身麻酔の有無別の集計を行なうため
58	[手術2名]	様式1のまま	[手術2点数表コード]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
59	[手術2点数表コード]	様式1のまま	{手術コード}別の集計を行なうため
60	[手術2手術回数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術回数別のサブ集計を行なうため
61	[手術2手術側数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術側数別のサブ集計を行なうため
62	[手術2手術日]	[入院年月日]からの日数: datediff(day,[入院年月日],[手術2手術日])に変換	術前・術後入院日数についての集計を行なうため



	様式1で収集されている項目	提供を希望する項目および処理	提供を必要とする主たる理由
63	[手術2麻酔]	様式1のまま	全身麻酔の有無別の集計を行なうため
64	[手術3名]	様式1のまま	[手術3点数表コード]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
65	[手術3点数表コード]	様式1のまま	{手術コード}別の集計を行なうため
66	[手術3手術回数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術回数別のサブ集計を行なうため
67	[手術3手術側数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術側数別のサブ集計を行なうため
68	[手術3手術日]	[入院年月日]からの日数: datediff(day,[入院年月日],[手術3手術日])に変換	術前・術後入院日数についての集計を行なうため
69	[手術3麻酔]	様式1のまま	全身麻酔の有無別の集計を行なうため
70	[手術4名]	様式1のまま	[手術4点数表コード]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
71	[手術4点数表コード]	様式1のまま	{手術コード}別の集計を行なうため
72	[手術4手術回数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術回数別のサブ集計を行なうため
73	[手術4手術側数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術側数別のサブ集計を行なうため
74	[手術4手術日]	[入院年月日]からの日数: datediff(day,[入院年月日],[手術4手術日])に変換	術前・術後入院日数についての集計を行なうため
75	[手術4麻酔]	様式1のまま	全身麻酔の有無別の集計を行なうため
76	[手術5名]	様式1のまま	[手術5点数表コード]の値が不正であった場合に、再度コーディングを行なうため
77	[手術5点数表コード]	様式1のまま	{手術コード}別の集計を行なうため
78	[手術5手術回数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術回数別のサブ集計を行なうため
79	[手術5手術側数]	様式1のまま	{手術コード}別の集計に際して、手術側数別のサブ集計を行なうため
80	[手術5手術日]	[入院年月日]からの日数: datediff(day,[入院年月日],[手術5手術日])に変換	術前・術後入院日数についての集計を行なうため
81	[手術5麻酔]	様式1のまま	全身麻酔の有無別の集計を行なうため
82	[現在の妊娠の有無]	様式1のまま	現在の妊娠の有無についての集計を行なうため
83	[がんの初発再発]	様式1のまま	がんの初発再発別の集計を行なうため
84	[UICC病期分類T]	様式1のまま	UICC-TNM分類別の集計を行なうため
85	[UICC病期分類N]	様式1のまま	UICC-TNM分類別の集計を行なうため
86	[UICC病期分類M]	様式1のまま	UICC-TNM分類別の集計を行なうため
87	[がんのStage分類]	様式1のまま	がんのstage分類別の集計を行なうため
88	[心不全のNYHA心機能分類]	様式1のまま	心不全のNYHA心機能分類別の集計を行なうため
89	[肺炎の重症度分類]	様式1のまま	肺炎の重症度分類別の集計を行なうため
90	[BurnIndex]	様式1のまま	BurnIndex別の集計を行なうため
91	[病名付加コード]	様式1のまま	肺がんなどの病名付加コード別の集計を行なうため
31	[精神保健福祉法における入院形態]	様式1のまま	精神保健福祉法における入院形態別の集計を行なうため
32	[精神保健福祉法に基づく隔離日数]	様式1のまま	精神保健福祉法に基づく隔離日数の集計を行なうため
33	[精神保健福祉法に基づく身体拘束日数]	様式1のまま	精神保健福祉法に基づく身体拘束日数の集計を行なうため
92	[化学療法の有無]	様式1のまま	化学療法の有無別の集計を行なうため

別添資料「詳細集計の対象」

	詳細集計の対象				傷病等の限定条件
	全国	医療機関の 都道府県別	患者の 2次医療圏別	：との 組み合わせ別	
入院時年齢区分別・性別の集計					
入院中の主な診療目的別の集計					
年間の季節変動についての集計					
入院経路についての集計					
他院よりの紹介の有無別の集計					
予定緊急入院区分別の集計					
救急車搬送の有無による集計					
退院先別の集計					
退院時転帰による集計					
繰り返し入院症例についての集計					
現在の妊娠についての集計					
手術回数別の集計					手術症例のみ
手術側数別の集計					側性のある臓器を対象とした手術のみ
術前・術後入院日数についての集計					手術症例のみ
全身麻酔の有無別の集計					手術症例のみ
がんの初発再発別の集計					がん関連の傷病のみ
UICC-TNM分類別の集計					がん関連の傷病のみ
がんのstage分類別の集計					がん関連の傷病のみ
心不全のNYHA心機能分類別の集計					心不全関連の傷病のみ
肺炎の重症度分類別の集計					肺炎関連の傷病のみ
BurnIndex別の集計					熱傷関連の傷病のみ
肺がんなどの病名付加コード別の集計					病名付加コードの対象となる傷病のみ
精神保健福祉法における入院形態別の集計					MDC17および01021xの傷病のみ
精神保健福祉法に基づく隔離日数の集計					MDC17および01021xの傷病のみ
精神保健福祉法に基づく身体拘束日数の集計					MDC17および01021xの傷病のみ
化学療法の有無別の集計					がん関連の傷病のみ

詳細集計については、集計用DPCコードマトリックス別ではなく、傷病分類別に集計を行うことを基本とする。

基礎集計 全国集計

集計用DPCコードマトリックス			[医療機関所在地の人口区分]	[患者住所地域の人口区分]	[運転時間区分]	施設数	退院患者数	延入院回数	延入院日数	平均入院日数
DPC6桁分類	手術コード	化学療法の有無	医療機関区分(01~10)	患者区分(01~10)	5区分	施設	人	回	日	日
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分01	15分以内					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分01	15-30分以内					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分01	30-60分以内					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分01	60-90分以内					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分01	90分超					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分02	15分以内					
					:中略					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分02	90分超					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分03	15分以内					
					:中略					
010010	01	あり	医療機関区分01	患者区分10	90分超					
010010	01	あり	医療機関区分02	患者区分01	15分以内					
					:中略					
010010	01	あり	医療機関区分10	患者区分10	90分超					
010010	01	なし	医療機関区分01	患者区分01	15分以内					
					:中略					
010010	01	なし	医療機関区分10	患者区分10	90分超					
010010	97(輸血のみありを除く)	あり	医療機関区分01	患者区分01	15分以内					
					:中略					
010010	99	なし	医療機関区分10	患者区分10	90分超					
010020	01	あり	医療機関区分01	患者区分01	15分以内					
					:中略					
180060	99	なし	医療機関区分10	患者区分10	90分超					
010010	01	あり	全体	全体	15分以内					
					:中略					
180060	99	なし	全体	全体	90分超					
010010	全体	全体	全体	全体	15分以内					
					:中略					
180060	全体	全体	全体	全体	90分超					

基礎集計 医療機関の所在地に基づく都道府県別集計

医療機関の所在地	集計用DPCコードマトリックス			[運転時間区分]	施設数	退院患者数	延入院回数	延入院日数	平均入院日数
都道府県	DPC6桁分類	手術コード	化学療法の有無	5区分	施設	人	回	日	日
北海道	010010	01	あり	15分以内					
北海道	010010	01	あり	15-30分以内					
北海道	010010	01	あり	30-60分以内					
北海道	010010	01	あり	60-90分以内					
北海道	010010	01	あり	90分超					
北海道	010010	01	なし	15分以内					
:中略									
北海道	010010	01	なし	90分超					
北海道	010010	97(輸血のみありを除く)	あり	15分以内					
:中略									
北海道	010010	97(輸血のみありを除く)	なし	90分超					
北海道	010010	97(輸血のみあり)	あり	15分以内					
:中略									
北海道	010010	99	なし	90分超					
北海道	010020	01	あり	15分以内					
:中略									
北海道	180060	99	なし	90分超					
青森県	010010	01	あり	15分以内					
:中略									
沖縄県	180060	99	なし	90分超					
北海道	010010	全体	全体	15分以内					
:中略									
沖縄県	180060	全体	全体	90分超					
北海道	全体	全体	全体	15分以内					
:中略									
沖縄県	全体	全体	全体	90分超					

基礎集計 患者住所地域の2次医療圏に基づく集計

患者住所地域	集計用DPCコードマトリックス			[運転時間区分]	施設数	退院患者数	延入院回数	延入院日数	平均入院日数
2次医療圏	DPC6桁分類	手術コード	化学療法の有無	5区分	施設	人	回	日	日
0101南渡島	010010	01	あり	15分以内					
0101南渡島	010010	01	あり	15-30分以内					
0101南渡島	010010	01	あり	30-60分以内					
0101南渡島	010010	01	あり	60-90分以内					
0101南渡島	010010	01	あり	90分超					
0101南渡島	010010	01	なし	15分以内					
:中略									
0101南渡島	010010	01	なし	90分超					
0101南渡島	010010	97(輸血のみありを除く)	あり	15分以内					
:中略									
0101南渡島	010010	97(輸血のみありを除く)	なし	90分超					
0101南渡島	010010	97(輸血のみあり)	あり	15分以内					
:中略									
0101南渡島	010010	99	なし	90分超					
0101南渡島	010020	01	あり	15分以内					
:中略									
0101南渡島	180060	99	なし	90分超					
0102南檜山	010010	01	あり	15分以内					
:中略									
4705八重山	180060	99	なし	90分超					
0101南渡島	010010	全体	全体	15分以内					
:中略									
4705八重山	180060	全体	全体	90分超					
0101南渡島	全体	全体	全体	15分以内					
:中略									
4705八重山	全体	全体	全体	90分超					

基礎集計 : 患者住所地域の2次医療圏と医療機関の所在地に基づく都道府県を組み合わせた集計

患者住所地域	医療機関の所在地	集計用DPCコードマトリックス			[運転時間区分]	施設数	退院患者数	延入院回数	延入院日数	平均入院日数
		DPC6桁分類	手術コード	化学療法の有無						
2次医療圏	都道府県				5区分	施設	人	回	日	日
0101南渡島	北海道	010010	01	あり	15分以内					
0101南渡島	北海道	010010	01	あり	15-30分以内					
0101南渡島	北海道	010010	01	あり	30-60分以内					
0101南渡島	北海道	010010	01	あり	60-90分以内					
0101南渡島	北海道	010010	01	あり	90分超					
0101南渡島	北海道	010010	01	なし	15分以内					
:中略										
0101南渡島	北海道	010010	01	なし	90分超					
0101南渡島	北海道	010010	97(輸血のみありを除く)	あり	15分以内					
:中略										
0101南渡島	北海道	010010	97(輸血のみありを除く)	なし	90分超					
0101南渡島	北海道	010010	97(輸血のみあり)	あり	15分以内					
:中略										
0101南渡島	北海道	010010	99	なし	90分超					
0101南渡島	北海道	010020	01	あり	15分以内					
:中略										
0101南渡島	北海道	180060	99	なし	90分超					
0101南渡島	青森県	010010	01	あり	15分以内					
:中略										
0101南渡島	沖縄県	180060	99	なし	90分超					
0102南檜山	北海道	010010	01	あり	15分以内					
:中略										
4705八重山	沖縄県	180060	99	なし	90分超					
0101南渡島	北海道	010010	全体	全体	15分以内					
:中略										
4705八重山	沖縄県	180060	全体	全体	90分超					
0101南渡島	北海道	全体	全体	全体	15分以内					
:中略										
4705八重山	沖縄県	全体	全体	全体	90分超					